

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

(2025年度入学生適用)

教育職員免許法施行規則第66条の6に定められている「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」に対応する授業科目を各2単位以上修得することが必要です。

(小学校教諭一種免許状・中学校教諭一種免許状・高等学校教諭一種免許状)

○は必修科目

| 教育職員免許法施行規則 に定める科目・単位数 | | 本学の対応授業科目 | 単位 | 授業科目の 開講学部等 | 備考 |
|---|---|---------------|----|----------------|--------------------|
| 日本国憲法 | 2 | ○日本国憲法 | 2 | 教養科目 | 必修 |
| 体育 | 2 | ○スポーツA | 1 | 教養科目 | 2科目 2単位必修 |
| | | ○スポーツB | 1 | 教養科目 | |
| 外国語コミュニケーション | 2 | ○英語I B | 1 | 教養科目 | 2科目 2単位必修 |
| | | ○英語II B | 1 | 教養科目 | |
| 数理、データ 活用及び 人工知能に 関する科目 又は情報機 器の操作 | 2 | データサイエンス概論 | 2 | 教養科目 | 1科目 2単位 選択必修 |
| | | コンピュータサイエンス概論 | 2 | 教養科目 | |
| | | コンピュータ基礎A | 2 | 教養科目 | |
| | | コンピュータ基礎B | 2 | 教養科目 | |

※各種英語検定試験で認定された単位は、教育職員免許状取得の必要単位として使用することはできません。教育職員免許状に必要な科目は大学において新たに履修・修得する必要があります。